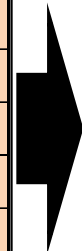


# 年間契約特例における安全コストの考え方

- 年間契約特例は年間を通してバスの専属使用が担保され、営業費が低廉となることを勘案して、最大で届出運賃から約3割引が可能な制度である。
- 年間契約特例における運賃の割戻し判断基準とする安全コスト額については、通常の運送契約に適用する届出安全コスト額によらず、年間契約額に原価報告書における安全確保経費の割合を乗じた額とする。

## 【 原価報告書（例） 】

費用	① 営業費	人件費(基準賃金等)	
		人件費(基準外賃金)	
		燃料油脂費	
		車両修繕費	
		車両減価償却費	
		施設賦課税	
		車両保険料	
		②手数料等	
		その他経費	
		小計	
	管理一般費	人件費	
		その他経費	
		小計	
	営業外費用	金融費用	
		その他経費	
		小計	
	適正利潤		
③安全運行経費			
④合計額			



原価	原価に占める割合
安全確保経費(安全コスト額) ①営業費－②手数料等＋③安全運行経費	80%
その他の経費 ④合計－安全確保経費(安全コスト)	20%
原価の合計額	



### 関東

		届出運賃	×80% =	届出運賃における安全コスト額 (届出安全コスト額)
時間制運賃	大型車	6,580		5,264
	中型車	5,560		4,448
	小型車	4,870		3,896
	通勤用車	4,330		3,464
キロ制運賃	大型車	160		128
	中型車	140		112
	小型車	120		96
	通勤用車	110		88

# 年間契約特例における安全コストの考え方

## 【年間契約特例の場合】

$$\text{年間契約特例において必要な安全コスト額} = \text{年間契約額} \times \text{安全確保経費の割合}$$

※届出している下限額で計算した場合

安全確保経費の割合：80%

例 1

年間契約額：7,000,000円

必要な安全コスト額：5,600,000円

手数料等：1,050,000円  
(15%)



手数料等：1,750,000円  
(25%)



安全確保経費の割合：80%

※届出している下限額以上の額で計算した場合

例 2

年間契約額：8,000,000円

必要な安全コスト額：5,600,000円

手数料等：2,000,000円  
(25%)



手数料等：2,800,000円  
(35%)



○・・・割戻し違反ではない

×・・・割戻し違反のおそれあり

# (参考)年間契約特例以外の安全コストの考え方

【手数料等の額を年単位で決められているが、運送契約は個別に締結している場合】

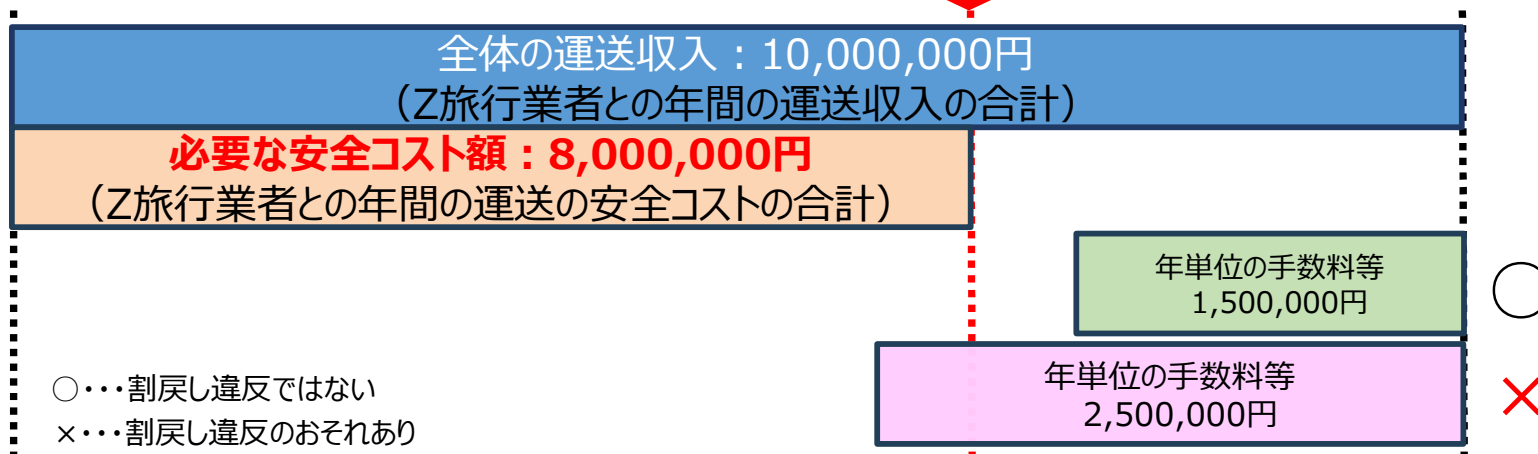
手数料等のみ年単位で決めている運送において必要な年間の安全コスト額 = 当該運送契約に基づく年間の全ての運送の安全コスト(届出安全コスト額 × 一運送ごとの距離・時間)の合計額

## Z旅行者との年間の運送



## 一運送ごとに算定した安全コスト額の合計

例



○...割戻し違反ではない  
×...割戻し違反のおそれあり

